

平成 28 年

奈良市議会 12 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第131号	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について	1
〃 第132号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について.....	4
〃 第133号	工事請負契約の締結について.....	12

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の
額並びにその支給に関する条例等の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する
条例等の一部を改正する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条
例の一部改正)

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の17
5」を「100分の170」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の165」を「100分の175」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年奈良市条例第5号)附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条

(4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第6条

(5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第5条

第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条

(2) 教育長の給与に関する条例第5条

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条

(4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条

(5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定（以下「改正後の議員条例の規定」という。）及び第3条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定（以下これらを「改正後の特別職条例等の規定」という。）は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

議会の議員並びに市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手

当の支給割合の改定を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第21項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000

5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	

29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		

再任職員以外の職員	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			

101	296,300	344,300					
102	296,600	344,700					
103	297,000	345,100					
104	297,300	345,500					
105	297,500	346,000					
106	297,800	346,400					
107	298,200	346,800					
108	298,500	347,200					
109	298,700	347,700					
110	299,100	348,100					
111	299,500	348,400					
112	299,800	348,700					
113	299,900	349,200					
114	300,200						
115	300,500						
116	300,900						
117	301,100						
118	301,300						
119	301,600						
120	301,900						
121	302,300						
122	302,500						
123	302,800						

	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第21項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第5条第1項の表の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第25条第2項及び附則第21項の規定並びに改正後の任期付職員条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の給与の改定を行おうとするものである。

工事請負契約の締結について

明治小学校校舎改築その他工事2期について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成28年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 明治小学校校舎改築その他工事2期
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 461,019,600円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路二丁目1番66号
明治小学校校舎改築その他工事2期平井建設・松田組特定建設工事
共同企業体
代表者 平井建設株式会社
代表取締役 平井 克
株式会社松田組
代表取締役 松田 英志

明治小学校校舎改築その他工事 2 期の概要

1. 工事場所 奈良市北永井町 4 1 4 番地

2. 工事規模

(1) 建築主体工事 一式

校舎改築工事

敷地面積 : 20,537.06 m²

延床面積 : 1,136.13 m²

構造階数 : 鉄筋コンクリート造 3階建

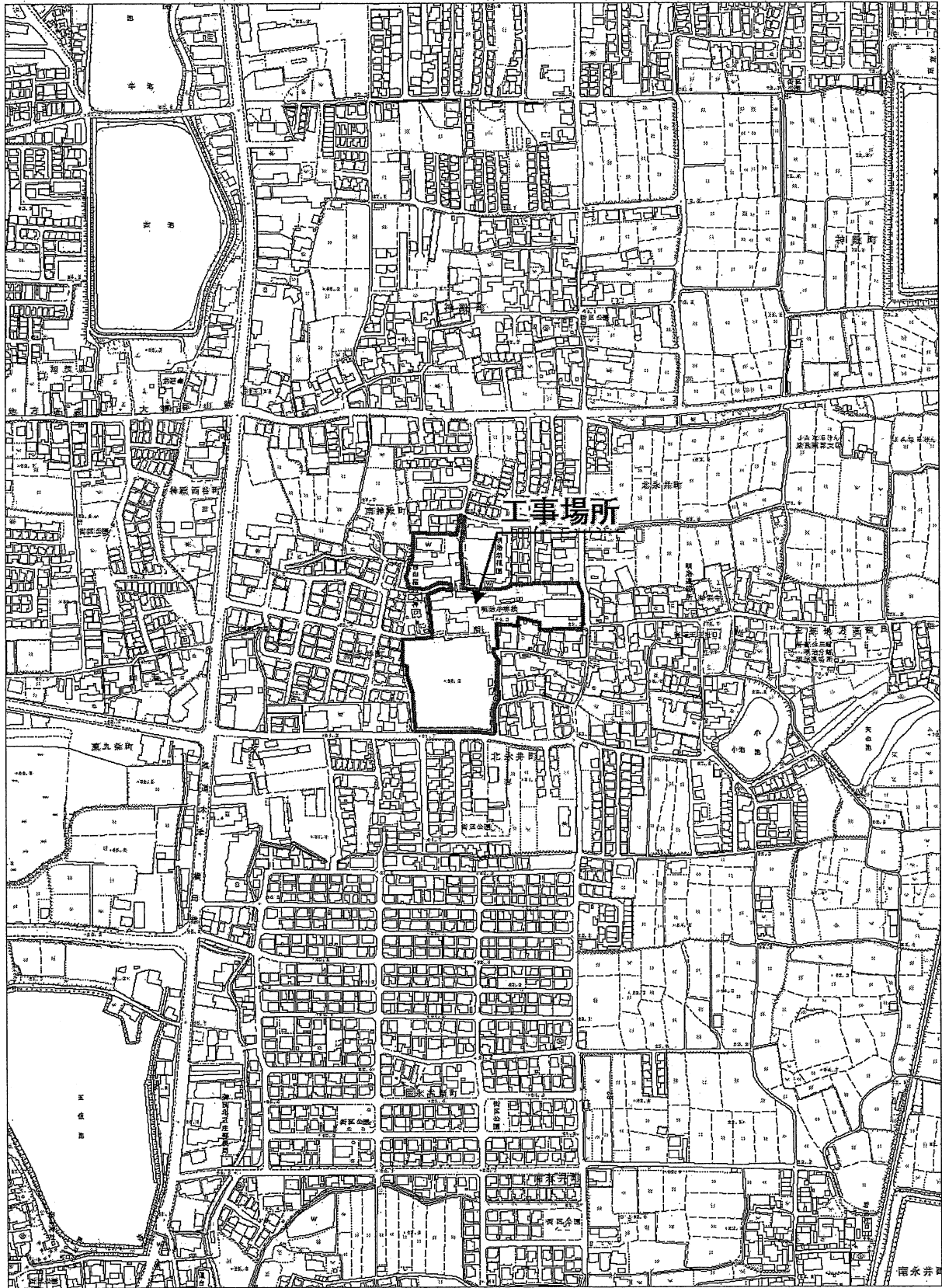
(2) 外構工事 一式

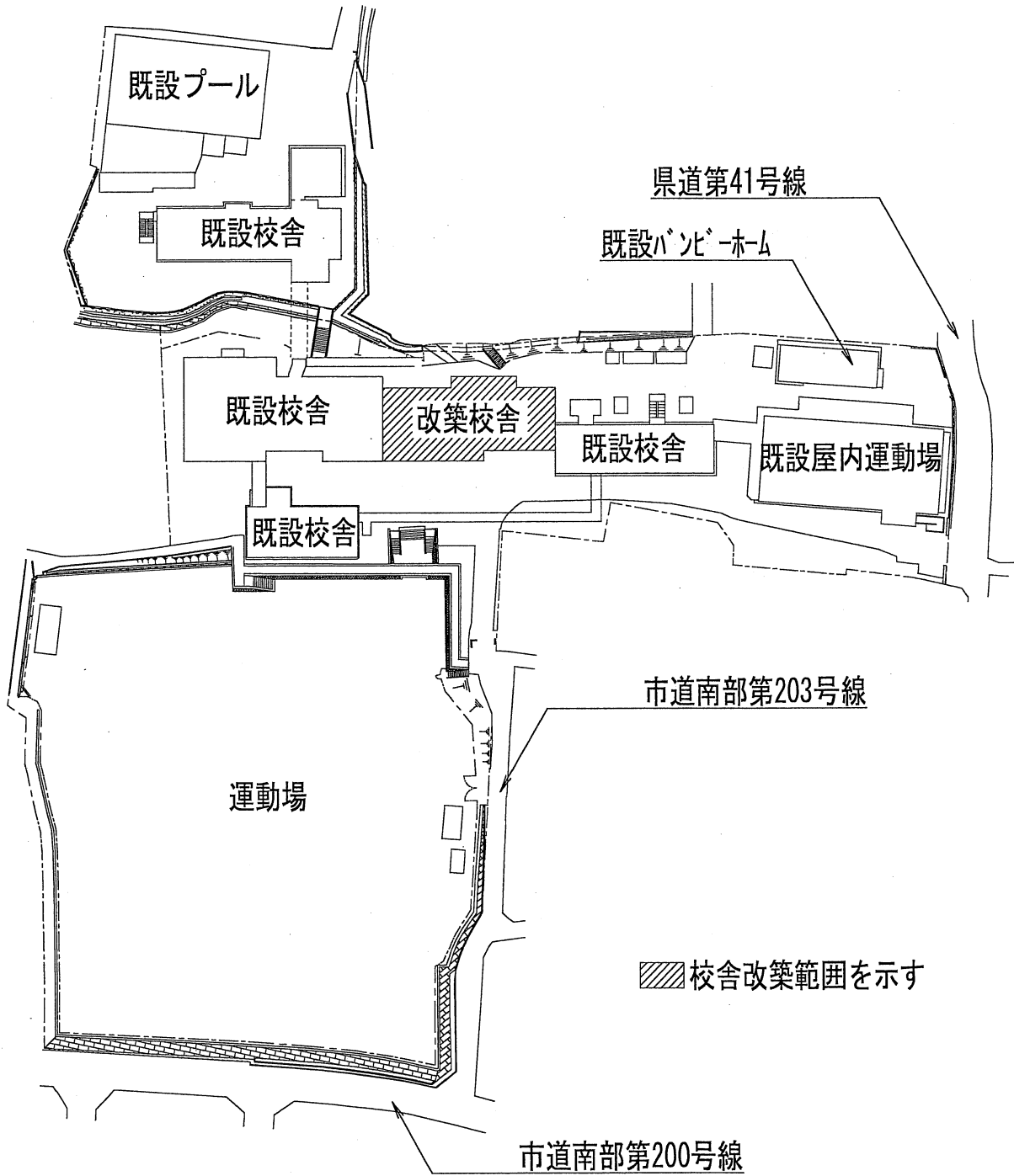
(3) 電気設備工事 一式

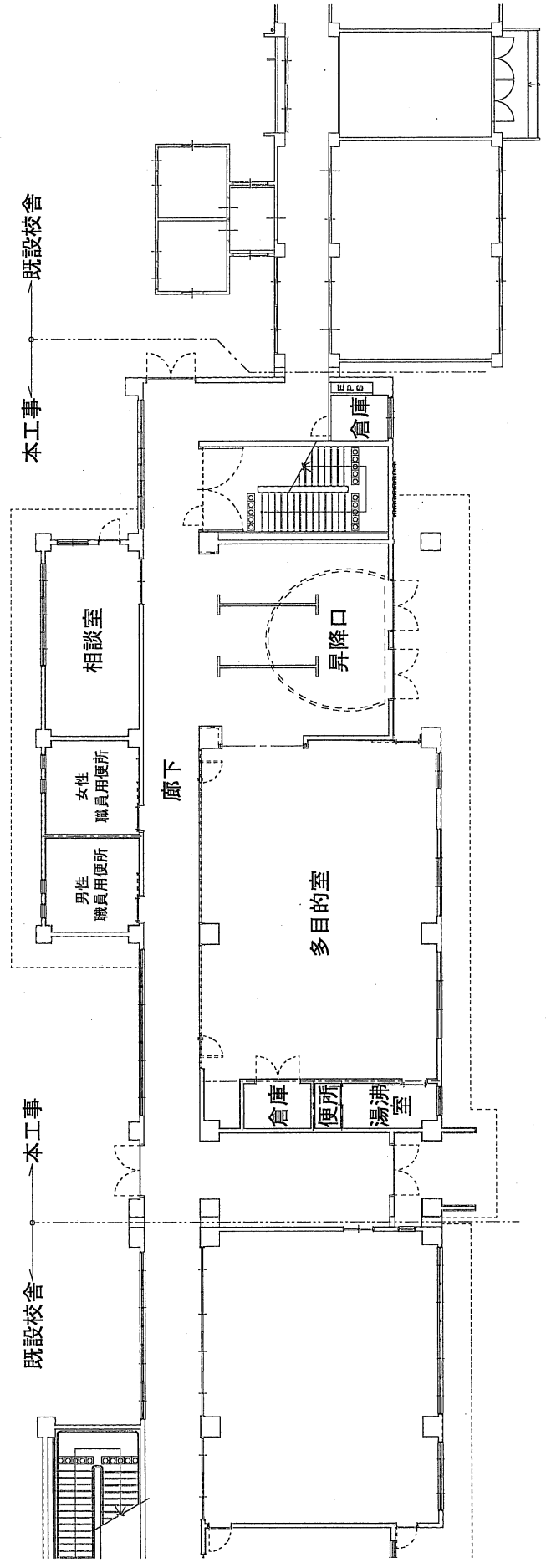
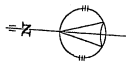
(4) 機械設備工事 一式

3. 工期 契約の日から平成 29 年 11 月 30 日まで

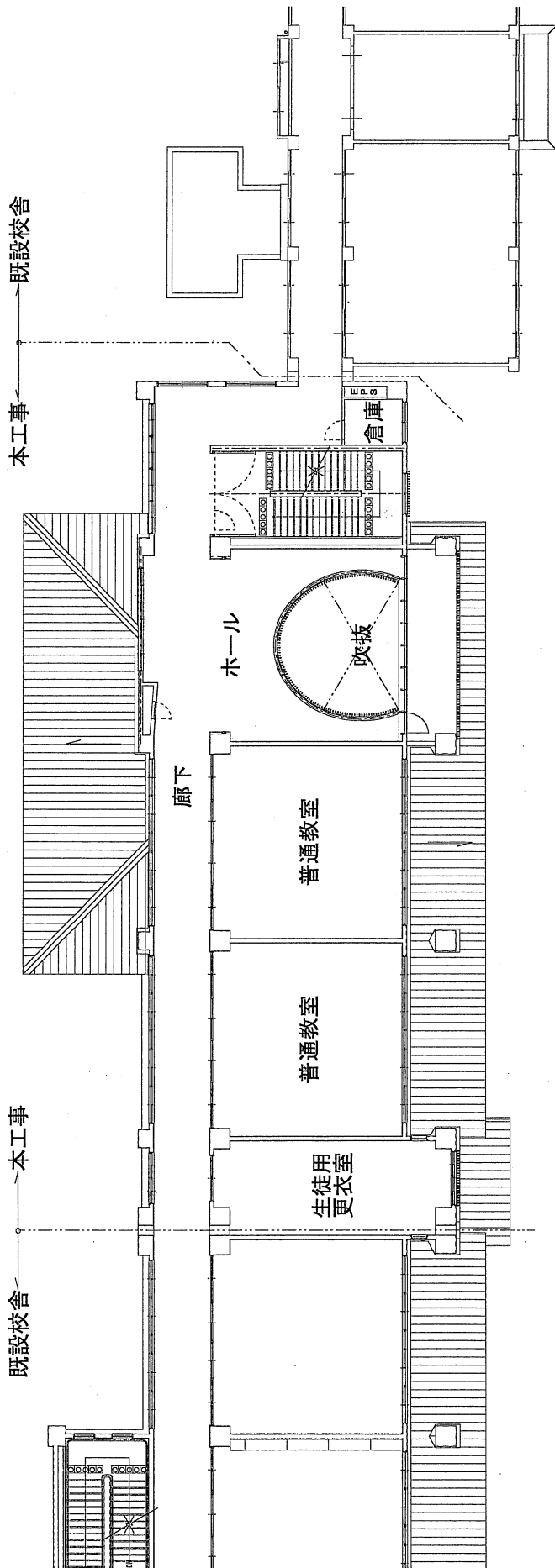
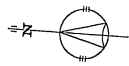
位置图



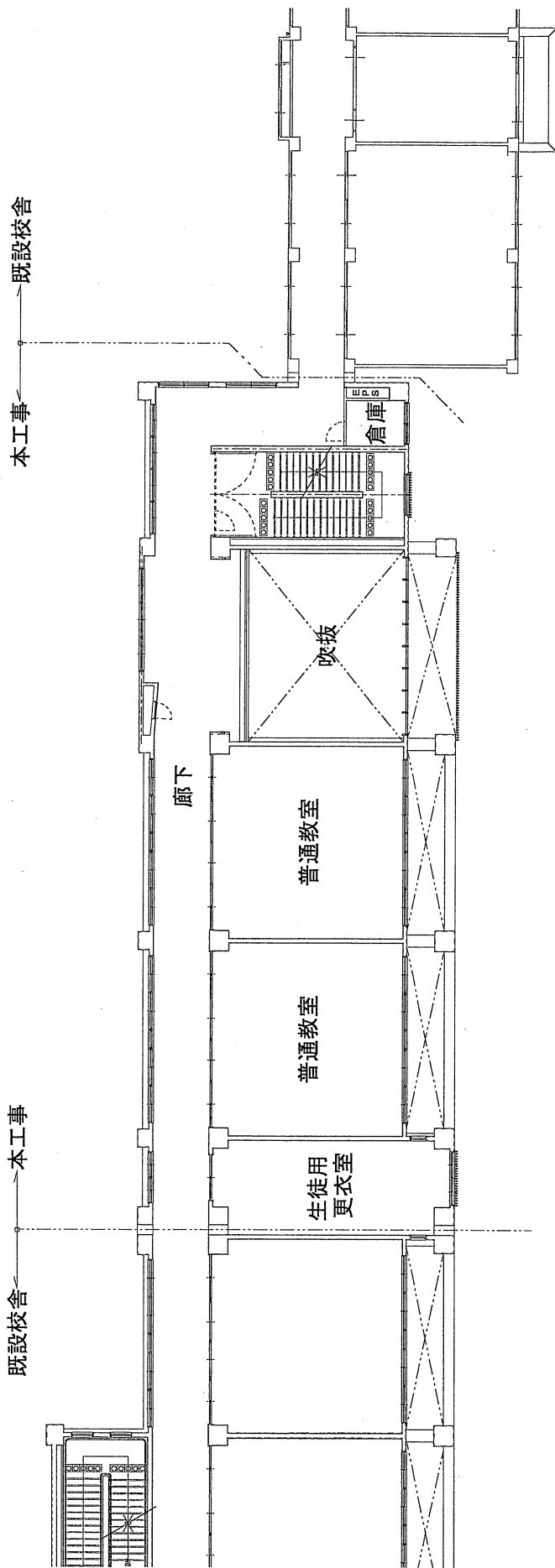
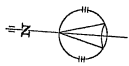




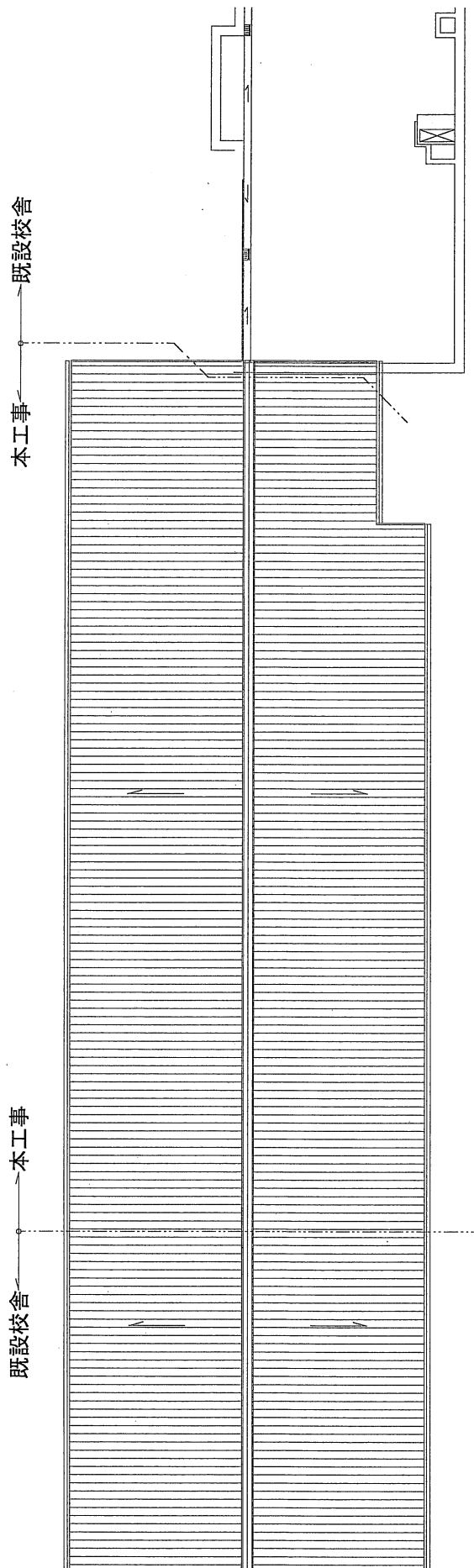
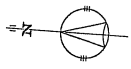
1階平面図



2階平面図



3階平面図



屋根伏図